

# 令和2年8月 総会議事録

日 時 令和2年8月28日(金)  
午前10時00分  
場 所 豊橋市上下水道局 大会議室

# 豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和2年8月28日(金)  
午前10時00分開会 午前11時10分閉会
- 2 場 所 豊橋市牛川町字下モ田29番地1  
豊橋市上下水道局 大会議室
- 3 議事及び報告
  - (1) 議案
    - 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
    - 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について
    - 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
    - 議案第34号 農用地利用集積計画について
    - 議案第35号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
    - 議案第36号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
  - (2) 報告
    - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
    - 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について  
(事務局長専決)
    - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
    - 報告第5号 現況証明について
- 4 その他
  - (1) 「鳥獣被害状況と対策事業について」
  - (2) 連絡事項

## 5 出席委員

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1 番 池田 和浩  | 2 番 石橋 正通  | 3 番 太田由美子  |
| 4 番 加藤 正雄  | 5 番 河合 孝子  | 6 番 河根 規雄  |
| 7 番 小林 澄夫  | 8 番 小林 尚美  | 9 番 近藤 好幸  |
| 10 番 酒井 保  | 11 番 陶山 哲  | 12 番 高畑 隆一 |
| 13 番 高部 宏生 | 14 番 中野 安男 | 15 番 彦坂 幸  |
| 16 番 日向 勉  | 17 番 廣田 良二 | 18 番 藤城ひろみ |
| 19 番 星野 鉄典 | 20 番 前田 裕子 | 21 番 松井 耕治 |
| 22 番 水野 敏久 | 23 番 村松 桂子 | 24 番 村松 史子 |

## 6 欠席委員 なし

## 7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4名 農業企画課 1名

## 8 議事の経過

- 事務局 定刻となりました。  
ただ今から豊橋市農業委員会8月総会を開会いたします。  
近藤会長、よろしくお願いいたします。
- 議長 <あいさつ>  
それでは、総会を始めます。  
なお、豊橋市農業委員会総会会議規則第4条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
- 委員全員 本日の出席委員は、24名全員ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたします。
- 議長 次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について、私から2名指名したいと思いますが、異議ございませんか。
- 委員全員 「異議なし」
- 議長 異議なしと認め、議席番号2番石橋正通委員、同4番加藤正雄委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、開会に先立ちまして、17日の書類説明会、農業委員による現地調査、18日の全員現地調査及び20日の農地審査会を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について担当者から説明がありますので、お聞きください。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

補助資料をご覧ください。農地法第3条関係は、番号2番の申請地が工事の一時転用地となっていたことが判明したため、申請地から外しました。

番号28番について、現在は資材置場として利用している所有農地の是正が見込めないため、8月19日付けで取下願の提出がありました。

番号29番について、申請地に置いてあったコンテナの移設を8月26日に確認しました。

番号30番について、雑草の伸びていた所有地に関して、雑草を刈ったことを確認しました。

そのほかについては変更等ございません。

また、本日は議案のほかに資料1-1として番号31番の新規営農の案件について、20日の審査会にて実施した聞き取り調査の概要を配布していますので、併せてご精読ください。

よろしくお願いたします。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

20日の審査会以降、4,5条関係におきましては、特に変更等はございません。

これまでの対応状況について、書類説明会資料5条の番号3番について、申請地は盛土が3m以上あるため隣接の川に土砂が流れることを地元の自治会が危惧していたことと、平成29年に隣地で農地法第5条の許可を取った時から今回申請地を含め計画が大きく変更していることから今回の審査会に呼びました。

審査会で、川の境界から1mほど開けた位置で土を盛るのを止め、土から1m程度出るL字のコンクリート土留めを設置することになりましたが、調整が間に合わなかったため8月27日付で取下げとなりました。

次に番号11番について、西側水路に法の土が落ちないような工夫をしてほしいとのことでしたので、法に防草シートを敷き土が落ちないようにするとのこと調整ができています。

その他追記等はありません。  
よろしく申し上げます。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。  
それでは、精読時間を5分間設けますので、それぞれ議案に  
目を通してください。  
(精読時間5分)

議長 それでは5分経過しましたので、精読時間を終わります。  
これより議事に入ります。  
なお、表決の方法は、慣例に基づきまして、特別な案件を除き、  
豊橋市農業委員会総会会議規則第18条第1項の規定により、「異  
議」の有無を諮る「簡易表決」で行っていますのでご承知おき  
ください。  
それでは、議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請  
について」を議題といたします。  
番号1番から32番までの32件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第31号、1ページをご覧ください。  
まず、番号1番から26番までについて説明します。  
取得目的はすべて経営規模拡大で、権利の種類はすべて賃借  
権設定です。  
農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するか  
どうかについて、申請書及び現地調査をもとに説明します。  
第1号取得後全部効率的に利用できるかどうかについて、全案件と  
もトラクター等大型機械等の営農に必要な機械を確保してい  
ます。従事者について全案件とも2名以上の常時従事者がいま  
す。また申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は  
耕作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われま  
す。  
第2号農地所有適格法人以外の法人については該当ありま  
せん。  
第3号信託の引き受けについては該当ありません。  
第4号取得後において常時従事するかどうかについては、全  
案件とも申請者が150日以上従事しています。  
第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、  
全案件とも許可前から50a以上あります。

第6号転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

次に、番号27番から30番及び32番について説明します。

取得目的は、番号27番及び30番が経営規模拡大、番号28番が経営安定化、番号29番が近隣農地を取得、番号32番が囲繞地解消のため受贈です。権利の種類はすべて所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書及び現地調査をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかどうかについて、全案件ともトラクター等大型機械等の営農に必要な機械を確保しています。従事者について番号30番は1名となっていますが、妻と2人で作業に従事します。その他の案件は2名以上の従事者がいます。また申請地及び所有農地の全筆現地調査の結果、耕作又は耕作可能な状態にあり取得後の耕作に支障はないと思われれます。

第2号農地所有適格法人以外の法人については該当ありません。

第3号信託の引き受けについては該当ありません。

第4号取得後において常時従事するかどうかについては、全案件とも申請者が150日以上従事しています。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、番号28番は許可後に50a以上となります。その他の案件は許可前から50a以上あります。

第6号転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

最後に、番号31番新規営農の案件について説明します。取得目的は新規営農、権利の種類は所有権移転です。

農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書及び現地調査をもとに説明します。

第1号取得後全部効率的に利用できるかどうかについて、トラクター等大型機械等の営農に必要な機械を確保しています。従事者については2名の従事者がいます。また申請地の全筆現

地調査の結果耕作又は耕作可能な状態にあり、取得後の耕作に支障はないと思われま

せん。第2号農地所有適格法人以外の法人については、該当ありません。

第3号信託の引受については該当ありません。

第4号取得後において常時従事するかどうかについて、申請者が150日以上従事する予定です。

第5号取得後に下限面積の50aに達するかどうかについて、許可後に50a以上となります。

第6号転貸するかどうかについては、該当ありません。

第7号周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願ひます。

日向会長  
職務代理者  
事務局

はい。番号32番の理由が囲繞地解消のためとはどういうことですか。

はい、議長。

番号32番は、所有の農地の周りが全て他人の土地に囲まれていて、他人の土地を通らないと公道にでることができないため、公道に接する申請地を取得して囲繞地を解消するための申請です。

日向会長  
職務代理者

わかりました。

委 員  
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して、異議ございませんか。

委員全員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局

番号1番及び2番の2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

はい、議長。説明させていただきます。

議案第32号、6ページをお願いします。

転用目的については、番号1番がパター専用ゴルフ場、2番が営農型太陽光発電設備です。

農地種別について、2種農地と判断されるのは番号1番です。

農用地と判断されるのは番号2番ですが、一時転用に該当しません。

資力について、借入金のみは番号2番です。自己資金のみは番号1番です。

信用性について、番号1番は始末書が添付されています。番号2番は特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、全案件とも該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性について、番号1番は既に完了しています。番号2番は、令和2年10月1日までに着工し、令和3年1月31日までに完了する計画です。

他の行政庁の許可・認可等については、全案件とも該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、全案件とも該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも申請書、事業計画書及び現地調査等により、妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、全案件とも該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、全案件とも隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載があります。

一時転用については、番号2番が該当し、耕作者が認定農業者であるため10年の一時転用計画で、農地復元誓約書を添付しています。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

石橋委員 はい。番号1番のゴルフ場ですが、既に完成された状態で申請されていますが、その経過を教えてください。

事務局 はい、議長。  
この案件は、もともと造園業を営んでいた申請者が、趣味で作り始め、行政書士から事務局に相談があった時点で、既に完成していたそうです。  
無断転用の通報や発見の場合の対応としまして、今、お手元に配布した資料を基に説明します。  
平成28年4月7日に愛知県農林水産部長から通知のありました「違反転用に対する事務処理について」の中で、違反転用に対する是正指導方針として、①許可の見込みがない事案については、農地復元の指導を行う。②許可の見込みがある事案は、違反状態を解消させるため、農地法の許可手続きを行うよう指導します。今回の事案はこれに該当し、許可手続きを指導させました。但し、違反転用者には農地法の趣旨を遵守し、今後違反転用状態を生じさせないように指導するという事で始末書を提出させ、その中で、二度と同じ過ちはしない旨の誓約的な内容が含まれています。事務局としても一度目の申請は受付けても同じことを繰り返すような場合には農地復元を求めています。

委員 議長 「進行」  
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。  
これより採決に入ります。  
本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」  
異議なしと認めます。  
よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。  
続きまして、議案第33号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
番号1番から17番までの17件を一括上程いたします。  
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。  
議案第33号、7ページから11ページをお願いします。  
権利の種類について、所有権移転は、番号1番、4番から7

番、9番から17番です。使用貸借による権利の設定は、番号2番、3番です。賃借権の設定は、番号8番です。

転用目的については、番号1番、7番、12番が太陽光発電設備、番号2番が農業用倉庫、番号3番が農家用住宅等、番号4番が農業用資材置場等、番号5番が住宅用進入路、番号6番、9番から11番、15番が駐車場等、番号8番が仮設休憩小屋等、番号13番が車両置場、番号14番が工場、番号16番が野球場、番号17番が工業団地造成です。

農地種別については、3種農地と判断されるのは、番号16番、17番の一部です。2種農地と判断されるのは、番号1番、3番、5番から7番、9番から15番です。1種農地と判断されるのは、番号2番、17番の一部ですが、番号2番は許可要件である集落接続に該当し、番号17番は土地改良事業計画で定められた用途に供するものに該当します。農用地と判断されるのは、番号4番、8番ですが、番号4番は農業用施設に該当し、番号8番は一時転用に該当します。

資力について、自己資金のみは、番号2番、4番、8番から10番、13番から16番です。借入金のみは、5番から7番、11番、12番、17番です。自己資金及び借入金は、番号1番、3番です。

信用性については、全案件とも特段の疑義はありません。

転用の妨げとなる権利を有する者については、番号8番に転用者の地役権が設定されています。その他の案件は該当ありません。

遅滞なく申請の用途に供することの確実性については、令和2年9月23日から令和3年1月5日までに着工し、令和2年10月10日から令和4年12月9日までに完了する計画である記載があります。

他の行政庁の許可及び認可等については、建築物建設のため都市計画法上の申請がされているのは、番号2番、3番、5番、14番、16番、17番です。その他の案件は該当ありません。

農地以外の土地の利用見込みについては、番号2番が申請外宅地264.93㎡、番号3番が申請外宅地142.66㎡、番号5番が申請外宅地等386.65㎡、番号8番が申請外雑種地650㎡、番号11番が申請外雑種地14㎡、番号13番が申請外山林214㎡、番号16番が申請外雑種地等1,818.09㎡、番号17番が申請外道路等1,855.42㎡あります。その他の案件については、該当ありません。

計画面積の妥当性については、全案件とも申請書、事業計画書及び現地調査等により妥当と判断されます。

宅地の造成のみを目的とすることについては、番号17番が土地改事業計画に定められた用途に供される土地を造成し、当該用途に供されることが確実であることに該当します。その他の案件については、該当ありません。

周辺農地等に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は、番号1番、3番、8番から12番、16番、17番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は、番号2番、4番から7番、13番から15番です。

一時転用については、番号8番が該当し1年8ヵ月の一時転用計画で、農地復元誓約書を添付しています。

以上が許可基準の適合状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員  
議 長

「進 行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することとし、番号16番及び17番については、農地法第5条第3項の規定により、愛知県農業会議の意見を付したうえ豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員  
議 長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第34号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

番号1番から10番までの10件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。

議案第34号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。

農地流動化の申出があったもののうち、7月17日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第18条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。

今回の案件につきましては、10件27筆30,136㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、8月20日の農地審査会において、池田委員、小林澄夫委員、小林尚美委員、日向委員、村松史子委員に審査をお願いし、「可」の旨の意見をいただいております。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である

1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合することであること。

2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である。

イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

の各要件を満たしております。

ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長 内容については、ただいまの事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第35号「相続税納税猶予に関する適格者証

明について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第35号16ページをご覧ください。

議案第35号は新規に納税猶予を受けるにあたっての証明です。

番号1番は水稻及び畑作による経営です。特例農地の7筆は水稻、1筆はハウスにおけるキャベツの育苗、5筆は畑の保全管理です。

この1件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。

なお、市街化区域内の農地はありません。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして、議案第36号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行なっている旨の証明について」を議題といたします。

番号1番から4番までの4件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第36号17ページをご覧ください。

議案第36号は継続して納税猶予を受けるため3年ごとの更の証明です。

番号1番は畑作による経営です。特例農地の1筆は露地野菜

の栽培です。

番号2番は水稲及び畑作による経営です。特例農地の5筆は水稲の栽培、9筆は畑の保全管理です。

番号3番は水稲、畑作及び果樹による経営です。特例農地の12筆は水稲、3筆は露地野菜の栽培、3筆は柿の栽培、5筆は畑の保全管理です。

番号4番は水稲による経営です。特例農地の1筆は飼料米の栽培です。

この4件の3年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。

議長

なお、市街化区域内の農地は、番号1番に1筆ありました。内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委員長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することを、承認することに決して、異議ございませんか。

委員全員  
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

以上で、本日の部会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局

次に報告事案について、事務局に説明をお願いします。

はい、議長。報告させていただきます。

議案の18ページをお願いします。

報告第1号の番号1番から25番までの25件については、相続により農地法の許可を要しないで権利取得した旨の届出です。それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に21ページをお願いします。

報告第2号の番号1番から5番の5件、及び22ページからの報告第3号の番号1番から26番までの26件については、いず

れも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 26 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 7 番までの 7 件については、備考欄に記載の農地法第 3 条許可及び利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 27 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 7 番の 7 件については、20 年以上非農地であることの現況証明いです。

願い出の内容及び添付書類を審査の上、8 月 21 日付けで証明を行いました。

報告は以上です。

議 長

報告事案については、ただいま事務局の説明のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議 長

ただ今から 総会を一時中断いたしまして、豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午前 10 時 45 分中断）

<農地銀行運営委員会議>

議 長

総会を再開いたします。（午前 10 時 48 分再開）

次に「鳥獣被害状況と対策事業について」を農業支援課の担当より説明があります。

説明をお願いします。

農業支援課

<説 明>

<質疑・応答>

議 長

次に連絡事項をお願いいたします。

事務局

<連絡事項>

議 長

その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午前 11 時 10 分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和2年8月28日

議 長  
(会 長)

議事録署名者  
( 2 番 石橋 正通 委員)

議事録署名者  
( 4 番 加藤 正雄 委員)